

山形大学工学部技術部研修実施要項

(趣旨)

第1条 国立大学法人山形大学職員研修規程第2条及び国立大学法人山形大学教室系技術職員の組織等取扱細則第5条の規定に基づき、山形大学工学部技術部の研修の実施に関し、基本的事項を定める。

(研修の目的)

第2条 研修は、技術職員に対し、その職務に必要な専門的知識及び技術等を広く取得させるとともに、自己啓発、相互啓発、技術の継承及び保存の機会を与えることにより、技術職員の能力、資質の向上を図ることを目的とする。

(研修の内容)

第3条 研修は、次の号に掲げる事項について行う。

(1) 専門研修

- ① 専門技術に関するもの。
- ② 新技術、複合技術等の修得に関するもの。
- ③ 既得技術の研鑽に関するもの。
- ④ 技術開発能力及び資質の向上に関するもの。
- ⑤ その他職務遂行上特に必要なもの。

(2) 一般研修

- ① 一般教養に関するもの。
- ② 健康管理及び安全に関するもの。
- ③ 科学技術一般に関するもの。
- ④ 自己啓発に関するもの。

(技術報告書)

第4条 技術開発、技術研究等の継承・保存のため、技術報告書を発刊する。

(研修の実施)

第5条 研修は、技術部運営委員会が実施する。

(研修の記録)

第6条 研修を修了し、技術部長が適当と認めたときは、学長から修了証書を交付する。

2 学長が適当と認める研修の修了者については、人事記録にその旨記載される。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、研修の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成14年7月16日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

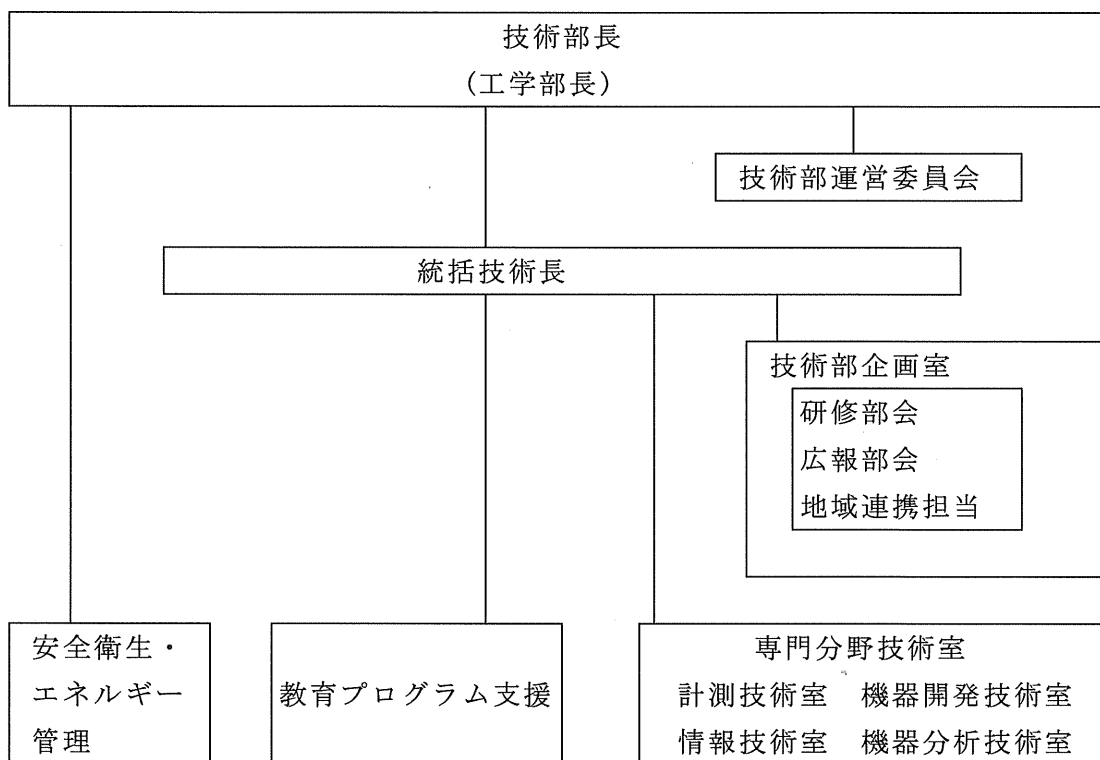
附 則

この要項は、平成19年11月20日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年7月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

役員人選等申し合わせ事項



- 1) 統括技術長および技術長は技術部長が指名する。
 - 2) 企画室事務担当は、企画室委員の互選とする。
 - 3) 研修部会、広報部会の担当技術長は、企画室で指名する。
 - 4) 地域連携担当の技術長は、企画室で指名する。
 - 5) 研修部会・広報部会の委員は、それぞれ基幹領域等からの推薦を得て、部会長が委嘱する。
 - 6) 地域連携担当技術長の下に業務を支援する技術職員を置くことができる。技術職員の委嘱は統括技術長が行う。
 - 7) 教育プログラム業務グループリーダー(基幹領域等の教育プログラム業務を行うグループ)は、統括技術長および前任者の推薦により、本人に意思確認を行った後、当該教育プログラム長等が委嘱する。
 - 8) 教育プログラム業務グループリーダーは、各室技術長が兼ねても良い。
- 教育プログラム業務がない技術部職員について、役員等の人選が必要となる場合は、現行を参考に、基幹領域等の適所に配置することにする。もし、基幹領域への配置が馴染まない場合には、それらの技術部職員を一括りとして割り振り等を行うことにする。
- 統括技術長および技術長の人選は、技術部長の命を受け、企画室および前任者の推薦により、本人に意思確認を行った後、技術部長に上申する。また、各技術

室等構成員の意見は，前任者が把握する。

- 地域連携事業はr技術部の地域貢献事業に関する指針jに基づき，担当技術長が事業毎に適切な担当チームを構成して対処する。